

特殊勤務手当支給状況の調査

全国高等学校農場協会振興局

1. 目的

農業は自然と共存し、生物生産を主体として営む産業であるので、特殊性の高い職務である。農場協会では、このような職務であることに対して、産業教育振興法に基づいた特別勤務手当の支給を要望している。

今回の調査は、農業教育に関する作業において支給される特別勤務手当の支給状況を調査することにより、農業教育の特殊性を明らかにし、農業科教職員の待遇改善を促進するため国への要望に活用できる資料とするためのものである。

2. 対象

農業関係学科を設置している高等学校

回答対象数 47 都道府県、実回答 41 都道府県

3. アンケート結果

以下にアンケート結果を記す。

宿日直手当や危険作業に関する手当など、多くの手当てがあることが分かった。それぞれの都道府県により名称が異なるが内容などは同等のものもあるが、提出順によりそのまま抽出集約した。以下に一覧を記す。

名称および対象となる作業、1回あたりの支給額			
名称	支給対象となる作業	1回あたりの支給額	備考
主任手当	農場長業務	200円/1日	
農場長・科長手当	日数	200円	
農業クラブ大会引率	泊を伴う引率	5100円	
農場日直手当	管理全般	5,300円	
宿日直手当	農場における動物又は植物の管理	日直5,300円、半日直2,650円	
宿日直手当	動植物管理業務	5,300円	5時間以上
宿日直手当	生徒の実習指導に従事する教職員の行う生活指導	7400円	5時間以上
宿日直	稲作と畜産の宿泊作業	6100円	
有害薬剤等取扱手当	毒物、劇物又は特定毒物を取り扱う作業	290円	
特殊勤務手当	薬剤散布	250円	
有害物等取扱手当	農薬散布作業(毒劇物)	日額290円	
教員特殊業務手当	農業クラブ関係	2700~5100円	
醸造実習	製麹	3000円	5時間未満
畜産加工実習	乾燥・燻煙・殺菌	3000円	5時間未満
家畜分娩実習	分娩・搾乳	6000円	5時間以上
病畜対応	抗生剤投与など	3000円	5時間未満
有害薬品取扱	農薬散布	180円	日額
宿日直手当	農場管理	6300円	
宿日直手当	土日、祝日の農場管理	3000円	
日直勤務手当	農場管理全般	7,400円	5時間以上勤務
農場当番	農場管理(半日)	3,700円	

有害薬剤等取扱手当	毒物及び劇物、特定毒物の散布消毒作業	1日当たり290円	
特殊現場作業等手当	傾斜地等でのトラクタの運転操作	1日当たり260円	技能労務職員に限る
宿日直手当	週休日の農場日直	5300円	1日あたり(8h)
宿日直手当	土日、祭日の農作業	3400円(5時間未満) 6800円(5時間以上)	
畜産(和牛)	繁殖牛の受精卵移植	3400円	
畜産(和牛)	牧草収穫(ラッピング・ロール移動)	6800円	
果樹(ナシ)	薬剤散布	3400円	
作物(水稻)	代かき	6800円	
特殊薬品散布指導等職員に対する手当	有機りん剤の散布	230円	
技能労務職員に対する手当	特殊薬品の散布	1日230円	
技能労務職員に対する手当	特殊機会の操作	1日280円	
特殊薬品散布指導	有機リン剤等の散布	230円	
農場管理等宿日直	土日等における管理	6300円	
産業教育実習	作物	4900円(5h以上)	2450円(5h未満)
産業教育実習	養蚕	4900円(6h以上)	2450円(5h未満)
産業教育実習	育林	4900円(7h以上)	2450円(5h未満)
産業教育実習	野菜	4900円(8h以上)	2450円(5h未満)
産業教育実習	草花	4900円(9h以上)	2450円(5h未満)
産業教育実習	果樹	4900円(10h以上)	2450円(5h未満)
産業教育実習	乳牛	4900円(11h以上)	2450円(5h未満)
産業教育実習	養豚	4900円(12h以上)	2450円(5h未満)
産業教育実習	養鶏	4900円(13h以上)	2450円(5h未満)
産業教育実習	応用動物	4900円(14h以上)	2450円(5h未満)
産業教育実習	造園管理	4900円(15h以上)	2450円(5h未満)
産業教育実習	生物工学	4900円(16h以上)	2450円(5h未満)
産業教育実習	農場総合	4900円(17h以上)	2450円(5h未満)
産業教育振興実習	ほ場・農場等の管理業務	5時間未満2450円、5時間以上4900円	
農場宿直	遠隔地農場での宿日直	5400円	
1～5時間未満の勤務	圃場管理	2,500円程度	
5時間以上の勤務	圃場管理	5,000円程度	
主任手当	連絡調整・指導助言	200円	1日
教員特殊業務手当	休日部活動引率・指導	5100円	1日
宿日直手当	半日直	2650円	
宿日直手当	日直	5300円	
圃場管理作業	農場管理職員では行えない管理作業や、生産物の収穫・出荷作業	900円/時間(6時間が上限)	
種雄牛馬等取扱手当	種雄牛馬、豚の交配、精液の採取	従事した日1日につき300円	1日につき4時間に満たない場合は180円
有害物取り扱い手当(農薬散布等)	農薬散布	370円	
温室内作業従事手当	温室業務	320円	
教育業務連絡指導手当	主任業務	200円	
農薬散布作業従事手当	農薬散布2時間以上	290円/日	
半日直手当	圃場管理	2200円	
宿日直手当	圃場管理	4400円	
農薬散布作業従事手当	農薬散布作業	1日290円(2時間以上)	
温室内作業従事手当	温室内作業	1日230円(2時間以上)	産業教育手当支給者を除く
畜産糞尿等取扱手当	畜産糞尿等取扱	1日160円(2時間以上)	産業教育手当支給者を除く
特殊自動車運転業務従事手当	乗用トラクタ等による耕うん	1日200円(4時間以上)	4時間移動時間未満120円
宿直手当	分娩介助	4200円	
温室内作業手当	温室内での作業	300円	1時間
宿日直手当	農場日直	4400円	1日
有害物取扱い業務手当	農薬散布等	290円	
農場日直		5900円	
農場日直	休日の農場管理	6100円	
有害農薬による害虫等防除作業手当(1級)	農業に関する学科を置く教育職員が有害農薬を使用して農作物等の害虫等防除作業に従事したとき。(略)	290円	毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物のいずれかを含有する製剤を使用。
有害農薬による害虫等防除作業手当(2級)	農業に関する学科を置く教育職員が有害農薬を使用して農作物等の害虫等防除作業に従事したとき。(略)	250円	毒物及び劇物取締法別表第1第28号で毒物と定められる製剤又は別表第2号第94号で劇物と定められる製剤を使用。
大型農業機械作業手当	大型農業機械作業に従事した場合	230円(1日)	農業手
ほ場管理作業業務手当	農業機械を操作し管理する業務に従事した場合	120円(1日)	農業手

夜間実習手当	夜間における生徒の実習	4,100円/夜	
有害農薬取扱手当	規則で定める有害農薬の使用	290円/日	
農薬散布手当	農作業等の病虫害防除のため劇毒物を含有する	1日290円	劇毒物のみに限る。
農林水産管理手当	農場管理日直	3400円	5時間以上
		1700円	5時間未満
危険物取扱手当	指定農薬の散布	290円	
夜間管理手当	家畜分娩等のための夜間勤務	1夜につき1,600円	
夜間管理手当	家畜分娩等のための夜間勤務	1夜につき1,200円	
夜間管理手当	家畜分娩等のための夜間勤務	1夜につき 800円	
夜間管理手当	食品製造の製麹	1600円	正規の勤務時間から引き続き翌日に及ぶ勤務
		1200円	上記以外の3時間以上の勤務又は深夜における1時間以上の勤務
		800円	深夜を除く1時間以上3時間未満の勤務
土日・祝日の日直	土日・祝日の農場管理	7200円	
宿直	第二農場の農場管理・家畜管理	7200円	
日直手当	休日の日直（農場管理）	4200円	
県内県外農業実習引率	泊を伴う引率指導	5100円	
有害物取扱	農薬散布	290円	
夜間実習教育手当	家畜の分べん・育すう・搾乳、製麹	900円	
特殊業務手当	緊急の防災若しくは復旧の業務	4H5250円 6H8000円	正規の勤務時間外
特殊自動車等運転手当	トラクター、田植え機などの作業	2時間未満200円 2時間以上上300円	
有害物(スピド外)4h以上	消毒作業	300円	
有害物(スピド外)4h未満	消毒作業	180円	
有害物(スピド)4h以上	SSによる消毒作業	400円	
有害物(スピド)4h未満	SSによる消毒作業	240円	
特殊現場(刈払い)2h以上	草刈り	400円	
特殊現場(刈払い)2h未満	草刈り	240円	
教務（夜間農業実習）	家畜の出産等	2,100円	
日直手当	休日の農場管理	7350円	7時間勤務
宿直手当	夜間の家畜の出産等	6100円	夜間勤務
舎監勤務	寮宿日直勤務	7800円	
宿日直手当	動植物の管理	5時間以上6100円、5時間未満3050円	
病虫害防除手当	病虫害防除作業	400円	
特殊自動車運転手当	大型農耕作業車運転	400円	
教育業務連絡指導手当	農場長業務	200円	
特殊自動車運転手当	大型農耕作業車運転	400円	
教育業務連絡指導手当	農場長業務	200円	
病虫害防除手当	毒劇物農薬の散布作業	400円	
特殊勤務手当	肥培管理・飼育管理 5時間以上	5,900円	
特殊勤務手当	肥培管理・飼育管理 5時間未満	2,950円	
第1号（非常災害時の緊急業務）	緊急災害時の保護・防災・復旧業務	8000円（特に甚大な場合16000）/1日（週休日）	
	生徒の負傷、疾病の救急業務	7500円/1日（週休日）	
	緊急の補導業務	7500円/1日、3750円/半日（週休日）	
宿日直手当	休日の農場管理業務	6100円	通常の休日の農場管理業務は農場代行員が勤務している
種牛等取扱手当	種牛の自然交配若しくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備のために種牛を御する作業	230円	農業に関する学科を置く府立学校に勤務する職員で農法の業務を行うもの
宿日直手当	日直業務	6700円	
半日直	日直業務	3350円	勤務時間が五時間未満の場合
産業教育手当	農業又は工業に関する課程を置く高等学校に勤務する教育職員に支給	月額21,000円(定時制通信教育手当を受けるものにあつては13,000円)	
日直手当	休日の農場栽培管理	5100円	8時間
4号業務	休日の部活動指導	3000円	4時間以上
休日日直（夏季）	圃場管理	6100円	1日
休日日直（冬季）	圃場管理	3050円	半日
特殊勤務手当	農業クラブ活動指導	休日3時間以上2,700円(継続)、平日1時間以上3時間未満500円（勤務時間外）	
宿日直手当	休日管理作業等	1日5600円	
有害農薬による害虫等防除作業手当（1級）	農業に関する学科を置く教育職員が有害農薬を使用して農作物等の害虫等防除作業に従事したとき。（略）	290円	毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物のいずれかを含有する製剤を使用。
有害農薬による害虫等防除作業手当（2級）	農業に関する学科を置く教育職員が有害農薬を使用して農作物等の害虫等防除作業に従事したとき。（略）	250円	毒物及び劇物取締法別表第1第2号で毒物と定められる製剤又は別表第2号第34号で劇物と定められる製剤を使用。

4. 意見

- ・勤務時間が12時間程度で4,400円となっていることに違和感を感じる。
- ・高温手当、農薬散布手当などの危険手当はなぜなくなったのですか？乙種4類、普通自動車免許、中型自動車免許、食品衛生責任者、など、個人に帰する資格であるが、農業高校には必須の資格となっているにもかかわらず手当が出ていません。個人の自助努力となっていますが、仕事ですから、民間かつ公的機関同様、教職員にも手当が必要で、手当がないのならば、資格を取るだけ職務と責任、リスクが増えるだけです。職務とリスクの代わり手当が出るわけですから、配当をして下さい。職務として必要ないのならば資格は返納します。
- ・危険作業や資格使用業務は手当が必要
- ・職員の負担軽減および働き方改革から、休日の日直、毎日の宿直を見直さなければならぬ。
- ・農業教員の危険作業にも特殊勤務手当として認めて欲しい。
- ・時給が低すぎる。
- ・千葉県では特殊勤務手当の支給はなし
- ・特殊勤務を行うために、往復二時間近く通勤にかかる実情がある。特殊勤務を二時間行うために半日の時間を費やす実情の職員もいる。なかなか、現実的ではないが、通勤の時間を何らかの時間で見てもらえるようなシステム方法がないか検討中である。作業内容的に、休日の圃場管理職員には、任せられない業務もありこのような問題を解決する為の方法を検討できたらと考えている。
- ・気候変動を含め、危険な作業に対しての手当の種類の見直しの必要性あり
- ・行政職に定められている手当を教職員にも拡充してもらいたい。
- ・民間企業との格差が大きすぎる。今後の有能な人材確保など、教育界を根本的に改善・発展させるためには早急に見直すべきである（時給換算しても全く理にかなわない）
- ・農業教員を希望する学生も減少している現状があるので待遇面を改善し、教員希望者の増加を図る必要がある。
- ・劇物・毒物の農薬を散布することは、年に数回程度であるため、農業に関する特殊勤務手当はほぼ支給されていない状況である。
- ・時間外の勤務時間の問題もありますので、単価をもっとあげることや、時間もかかることもあるので、そのあたりも考慮していただきたい。
- ・農業クラブ全国大会の引率について、令和5年度より特殊勤務手当にいただいた。県等で揃えていただきたいです。
- ・とてもありがたいです
- ・土日祝日の肥培管理に日直以外の教員が出勤することがある。土日祝日勤務の理解に対して個々の価値観に相違がある。技師技術員である労務職員枠の会計年度任用職員の採用が平成18年よりされていないことが原因。県は施設設備はじめ雇用対する予算計画ができて

いない。

・実費で資格を取って、その資格がないとできない危険を伴う作業をするのであれば、手当は欲しい。

・毎年年度始めに計画を申請しているが、ここ数年は夜間手当該当になる実習はありません

・夜間管理手当は支給されているが、業務が煩雑である。手当支給と併せての休養措置や手当の増額を望むところである。

勤務条件について説明を受けずに働いている現状がある。ほとんどの教員が支給条件を知らないと思われる。

・特殊勤務手当については、県で決められていますが、休日等に活動しているので、日勤と同等の金額を支給して欲しいと考えます。

・有資格者が行う業務に対する手当の拡充

・農薬を散布したら手当が出ています。岡山県共通のため調べてみてください。全校、全職員がこの制度を利用していないので、周知が必要です。

・休日の農産物販売会やフェス等のイベントへ生徒や動物等と一緒に参加した場合は、出張伺を提出し旅費支出の上で代休措置となっている。また、部活動の休日における公式戦は教員特殊業務申請により特勤対応となるが、他校での練習試合については2年前まではどこに行くかだけ管理職に報告するだけの扱いになっていたが昨年からは出張伺を提出し旅費のみ支出いただいている。加工部門で味噌製造時の「手入れ」の際は、他県勤務時は早朝より出勤して麴の張り具合を見て手入れを行い特勤手当で対応いただいていたが、本県ではそのような対応はしておらず今は手入れをしていないため製造工程指導と品質に疑問が残る。また、給食パン製造実習を早朝より行っているが、5:30～8:30までの3時間を当日の午後の3時間を早く退勤する勤務対応で実施しており、もう少しいろいろな授業計画ができるよう弾力化して運用できるよう制度化してほしい。

・生徒を出さない管理作業（繁忙期のみ）を特殊勤務手当にしてほしい。

・日直手当を勤務時間数で割ると、時給が最低賃金を下回るなので増額を要求する。

5. むすび

危険業務や有資格管理業務を行っているにもかかわらず、特殊勤務手当は発生していない（危険物取扱者・毒物劇物取扱者・食品衛生管理者・安全運転管理者・各種作業免許の必要な業務）。本来であれば有資格業務を行う教員に対しては、本給や産業教育手当とは別に特殊勤務手当を支給するのが妥当である。本来教職員の業務は学習指導や生徒指導等である。これらの業務に学習指導に関係のある有資格作業現状においては多くの教職員がボランティア状態でこれらの業務に当たっており、労働安全衛生事故が発生した際も有資格者の教員が法律に沿った処罰を受ける可能性もある。特殊勤務手当を明示し有資格者に対して適正に業務として割り当てることで、無資格者の労働安全衛生事故も防げるのではないのかと推察できる。

資格取得に関しても、多くの資格が「自己負担」ということもあり、若手教員の資格取得のハードルとなってしまうことも事実である。業務に必要な資格に対しては取得費用を補助するなどのしくみを設け柔軟に対応し、複数で対応することで責任が一人に集中しすぎない職場環境を整える必要も考えられる。これらのことを未来に向けて対応していないと、機械が動かせない、ボイラーが焚けない、食品衛生管理ができなという事態に陥り、本来の業務である学習指導への影響が懸念される。

これらの事項を解消するためにも、適正に特殊勤務手当を支給すべきであると考察できる。

総合学科校では、農業科目が産業教育科目として位置づけられていないため特殊勤務手当の規定がない場合もある。職種により支給対象の有無が区分されているものもある。今回は、各校の実情を広く知っていただき、情報の共有を図るため、多くの意見を掲載させていただいた。